

## 新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者の皆さまへ

昨年度に引き続き、令和4年度も  
感染症対策に必要な

**物品の購入費**

を支援します。



四万十町商工業者感染症対策物品購入補助金

### 対象者

- 1 | 四万十町内に事業所または店舗を有する事業者（農林漁業者にあつては法人格を有する者に限る）であつて、当該事業を継続する意思がある者。
- 2 | 町税などの滞納がない者。
- 3 | 四万十町の事務および事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない者。

### 補助対象物品

- ✓ 補助の対象となる物品は、下記のとおりです。
- ✓ 各要件をご確認ください。

⚠ 下記の物品以外は対象とはなりません。

令和4年4月1日以降で、交付決定前に購入した補助対象物品についても、適正と認められる場合には、遡っての申請が可能です。

#### マスク



要件 | 素材は不織布で使い捨てタイプのもの

#### フェイスシールド



要件 | 顔面全体を覆うもの

#### ペーパータオル



要件 | テーブルなどの備品の消毒、手拭ぎに使用するもの

#### 消毒液、除菌シート



要件 | 手指の消毒およびテーブルなどの備品の除菌、抗菌もしくは殺菌として使用するもの。ただし、手指の消毒として使用するアルコール消毒液は、濃度60%以上95%以下のエタノールのものに限る。

※手指の消毒として使用するアルコール消毒液の濃度表示の例

厚生労働省によると、濃度70%以上95%以下のエタノールによる手指消毒が有効とされていますが、60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる調査結果も報告されています。そのため、本補助金の対象となるのは、濃度60%以上95%以下のエタノールに限ります。必ず成分表示等を確認してから購入してください。濃度60%以上95%以下のエタノールが含まれたアルコール消毒液は下記のような表記がありますので、購入時の参考にしてください。

- ① エタノールの濃度表示
- ② 「火気厳禁」の表記
- ③ 「第3類医薬品」または「指定医薬部外品」の表記
- ④ 「消毒」または「殺菌」
- ⑤ 右記の内容の表記

本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。

#### 手袋



要件 | 使い捨てタイプのもの

#### 防護スクリーン、

#### ビニールカーテン



要件 | 卓上などで使用する簡易なもの

### 補助金額

補助率 **10 / 10**（上限額 | 10万円）

- ※算出した補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ※1事業者あたり合計10万円を上限額として2回まで申請することができます。

[提出・お問い合わせ先] にぎわい創出課 ☎ 22-3281 大正 地域振興課 ☎ 27-0111 十和 地域振興課 ☎ 28-5111

### 補助金申請の流れ

#### 申請書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 補助対象物品の購入の確認ができるもの（レシート、領収書など）
- ③ 同意兼誓約書

#### 申請期限

令和 **5年**  
**2月28日**まで

## 令和4年度も感染症により影響を受けた事業者に対し支援を実施します。

### 四万十町事業者経営支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（第6波令和4年1月～）に伴い影響を受けた町内事業者に対し、当該事業を実施するにあたり負担した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費に要する経費について事業の継続を支援します。

#### 交付要件

- 1 | 感染再拡大（第6波）の影響により、令和4年1月1日から令和4年6月30日の期間内において、連続する3か月間の売上が、平成30年または令和元年同期の売上と比較し10パーセント以上減少した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。  
※令和元年4月2日以降に起業した者にあつては、令和元年5月から令和3年12月までの連続する3か月の売上（ただし、期間が3か月に満たない場合は、その間の月平均の売上を3か月に換算した額）と比較し10パーセント以上減少した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。
- 2 | 令和3年12月1日以前に起業している者であり、申請に係る事業が申請者すべての事業収入の2分の1以上を占めていること。  
※平成30年12月以前に起業した者 平成31年（令和元年）中の事業収入が200万円以上  
※平成31年1月以降に起業した者 起業日の翌月から令和3年12月の事業収入が月平均8万3千円以上
- 3 | 町税等の滞納がなく、町内に事業所または店舗を有する事業者であり、当該事業の継続する意思がある者。

#### 補助内容

当該申請に係る売上額の減少期間内に町内の事業所または店舗・車両等において事業に要した上水道料金、電気料金、ガス代、その他燃料費  
※補助率 10/10  
※住居と事業所等が一体となっている場合等で経費の明確な区分ができない場合の補助率は 1/2

### 四万十町雇用労働継続支援助成金

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（第6波令和4年1月～）に伴い影響を受けた町内事業者の雇用及び労働を維持するための支援として、雇用形態、雇用者数に応じた助成を行います。

#### 交付要件

- 1 | 感染再拡大（第6波）の影響により、令和4年1月1日から令和4年6月30日の期間内において、連続する3か月間の売上が、平成30年又は令和元年同期の売上と比較し10パーセント以上減少した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。  
※令和元年4月2日以降に起業した者にあつては、令和元年5月から令和3年12月までの連続する3か月の売上（ただし、期間が3か月に満たない場合は、その間の月平均の売上を3か月に換算した額）と比較し10パーセント以上減少した個人事業者または中小企業者、小規模企業者。
- 2 | 令和3年12月1日以前に起業している者。
- 3 | 町税等の滞納がなく、町内に事業所又は店舗を有する事業者であり、当該事業の継続する意思がある者。
- 4 | 国の示す業種別ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいる、または取り組む意思がある者。

#### 補助内容

1 事業者 12万円  
加算：雇用保険被保険者1人につき8万円、雇用保険被保険者以外の常用雇用者1人につき5万円、家族労働者1人につき4万円、委託労働者1人につき3万円

#### 対象業種

※昨年度と対象業種は異なります。

E 製造業、H 運輸業・郵便業、I 卸売業・小売業 M 宿泊業・飲食サービス業、N 生活関連サービス業・娯楽業、O 教育・学習支援業（中分類 81 学校教育に分類されるものを除く。）R サービス業（他に分類されないもの※中分類 93 から96までの政治・経済・文化団体、宗教等に分類されるものを除く。）

[提出・お問い合わせ先]

にぎわい創出課 ☎ 22-3281  
大正地域振興課 ☎ 27-0111  
十和地域振興課 ☎ 28-5111

#### 申請受付期間

令和4年6月1日～令和4年10月31日